

答 申 書

笠間市公共下水道事業及び農業集落排水事業の
使用料の改定について

笠間市下水道審議会

令和2年7月3日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市下水道審議会
会長 美留町 賢

令和元年11月25日付諮問のあった公共下水道使用料および農業集落排水使用料の改定について、次のとおり答申する。

1 「笠間市公共下水道事業」「笠間市農業集落排水事業」の経緯

笠間市における公共下水道事業は、昭和56年3月、旧友部町において着手され、続いて昭和61年2月、旧笠間市において着手された。その後しばらく2市町において個別に事業を実施してきたが、より一層の事務事業の効率化を図るため、平成2年4月1日に友部・笠間広域下水道組合を設立し、旧笠間市の汚水も旧友部町の処理場で共同処理するよう計画を変更している。

平成4年3月31日には、旧友部町において友部駅南部周辺の約160haを供用開始し、その2年後の平成6年3月31日、旧笠間市において笠間駅北部周辺の約65haを供用開始した。以後、順次整備を進め供用開始区域の拡大をしている状況である。

旧岩間町においては、平成7年9月に事業に着手し、平成14年4月1日、岩間駅北東部及び同駅西部周辺の約113haを供用開始した。以後、同様に順次供用開始区域の拡大をしている。

平成18年3月19日、旧笠間市・旧友部町・旧岩間町の合併に伴い、旧友部・笠間広域下水道組合及び旧岩間町の公共下水道事業は新笠間市へと継承され、新たに設置された笠間市上下水道部下水道課において実施されることとなった。

その後、整備を継続して行い、平成30年度末には約1,414haの整備を完了している。

農業集落排水事業は、市原地区・安居地区・北川根地区・枝折川地区・岩間南部地区・友部北部地区の6地区、6施設で構成され、友部北部地区以外の整備事業は完了しており、友部北部地区においては、令和2年度の整備完了を目指している。

2 「笠間市公共下水道事業」「笠間市農業集落排水事業」における

使用料の改定の必要性

下水道は、市民が健康で快適な市民生活を送るため、また、環境に配慮した街づくりを実現するうえで、大変重要な都市基盤である。

このようななか、本市の下水道使用料は供用開始以来据え置かれており、平成30年度決算において、公共下水道事業は約9億5000万円、農業集落排水事業は約3億2000万円と多額の一般会計繰入となっている。また、公共下水道事業においては、約3億円が基準外繰入となっている。一般会計は、主に税を主な財源としており、下水道事業に多額の繰入金を要することは、下水道が受益できない住民からは公平性の観点から問題があり改善が必要である。

下水道事業では、汚水処理に係る費用は、私費である下水道使用料で賄うことが原則とされている。この度、この原則に立ち返り、公営企業として健全かつ持続的に運営すべく、

使用料改定について諮問を受けたことは妥当と判断する。

本審議会は、諮問事項について、妥当性および公平性の観点から慎重に審議し、次のような結論を得たので、答申する。

3 下水道使用料改定について

(1) 改定時期及び平均改定率

改定時期は、市民への周知期間を考慮し、令和3年4月1日にすることは適切である。

平均改定率は、下水道財政の健全化の観点から「現行使用料に対し15%の引き上げ」・「今後5年ごとの料金体系見直し」で改定する措置は、市民負担を緩和する観点から妥当と判断する。

(2) 体系及び改定後の使用料について

本市における現行の使用料体系は、20m³までの「基本使用料」と4段階の「従量使用料」を併用しているが、今回の使用料改定においては、受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、「基本使用料」と「従量使用料」について、一律15%の引き上げとしたことは妥当と判断する。

また、今後の人口減少に伴う使用料の減、及び施設の老朽化に伴う下水道施設の更新費用の増を踏まえ、5年ごとに経営戦略を見直し、適正な料金体系とすることは適切である。

なお、各階層における改定後の使用料を下表に記載する。

区分	基本料金(2月につき)			超過料金(1m ³ につき)		
	汚水量	金額		汚水量	金額	
		新	旧		新	旧
一般 汚水	20m ³ まで	3,220 円	2,800 円	20m ³ を超え 40m ³ まで	161 円	140 円
				40m ³ を超え 60m ³ まで	172 円	150 円
				60m ³ を超え 200m ³ まで	184 円	160 円
				200m ³ を超えるもの	195 円	170 円
浴場 汚水	20m ³ まで	3,220 円	2,800 円	20m ³ を超えるもの	46 円	40 円

4 今後の下水道事業の健全経営について

笠間市における下水道事業は、住民の負担軽減を考慮し、事業開始から今日まで使用料の値上げを行わずに事業運営に取り組んできたが、今後の事業継続および笠間市の財政負担の抑制のために下水道使用料の値上げは必要不可欠と考えるが、使用料の適正化により、使用者に相応の負担を求めるためには、有収水量の確保のための接続率のより一層の向上や経費の削減といった経営改善に向けた努力を今後とも行うべきである。

また、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化とともに下水道施設の更新・改築経費の増加など下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。健全な経営で持続的な下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、5年ごとに経営戦略を見直し、適正な料金体系による運営をされたい。

一般会計からの繰入については、下水道経営健全化による経営の自立性を高めるため、また、負担の公平を図るためにも、使用料の適正化を行い、一般会計負担を減じていくよう務められたい。

最後に、現在の新型コロナウイルス感染症が今後日本経済に多大な影響を及ぼすことも考えられることから、今後の経済状況を注視し、悪化が著しい場合には改定時期を含め考慮されたい。